

あとがき

▼この号は、教基法「改定」法案と新潟県の教育に問題を絞った、いわばブックレットである。原稿を寄せてくださった研究者、会員、その他の方々に感謝している。

▼初の戦後生まれの首相が誕生した翌日、東京地裁（難波孝一裁判長）は、都の「日の丸・君が代」強制の通達は違憲・違法と判決した。予防訴訟の我が国裁判史上初めての原告完全勝利である。この判決が国会の審議、とりわけ教基法「改定」法案審議に大きな影響を与えるにちがいない。

▼その画期的な判決がでた翌日の『読売新聞』（9月22日夕刊）のコラムに「入学式や卒業式で、日の丸掲揚の際、起立しなくてよい。君が代斉唱にも加わらなくてよい。それらをしないからといって、先生を処分してはいけない」◆そんな判決に「？？？」と思つた。そして「式典で国旗を掲げ、国歌を斉唱することは有意義」としながら、冒頭のような結論が出るのが分からないとしている。憲法や教育基本法からは当然に導か

れる結論なのにコラム子はそれが分からないほど法に対する意識が麻痺してしまつたのかと思わざるをえない。

▼原告側もこの当然の結論に歓喜したというが、都側は1%も敗訴は予想しなかつた。「当然」としても、わたくしたちにも予想以上の勝訴という感覚があつた。それは実は恐ろしいことである。無理が通つて道理が引つ込むところには教育がないからである。

▼韓国・濟州島で旧制中学5年生（十七歳の夏に解放を迎えた詩人、金時鐘（キムシジョン）は、神風が吹き日本が勝つと信じ切つていた。「教育は恐ろしい」と亦懐する（NHK）。韓国人少年までそう信じていたとは。

▼臨時国会が始まり、安倍首相の歴史認識が問われて、侵略戦争と植民地支配の事実を認めざるを得なかつた。しかし、国策の誤りを示す領土拡張を決めた御前会議の公式記録について質問され、歴史家の評価にと、逃げた。これらの論戦を視聴しながら本当は60年前に国民的論議をやるべきことだつたと思う。今からでも遅くはないし、その一環を本号は担っていると自負したい。

▼編集作業が終わる頃、いじめによる自殺が数件もマスコミに載つた。「お母さんお

父さん……今までありがと。いじめられてもついでにいけない」と遺書を残して自殺した福岡県筑前町の中学2年生の事例は、教師がいじめのきつかけをつくつたといわれるだけにとりわけ悲惨である。

▼その他この事例でも、教育基本法の精神なかでも第一〇条の「教育は、国民全体に対し直接に責任を負つて行つて行なうに沿わない教育の実態があるように思つた。

▼このブックレットが多くの人によつて活用されることを願つている。（吉田）

にいがたの教育情報 NO.88

2006年10月30日発行

編集・発行 にいがた県民教育研究所

発行人 長崎 明

〒951-8116 新潟市東中通1-86 山崎ビル

電話・FAX(025)228-2924

振替口座・00640-0-12332

Eメール kyoiku@triton.ocn.ne.jp

印刷所・中央印刷さあびす

本誌内容の無断転載を禁じます。